

著作権	判決年月日	令和3年5月31日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和2年(ネ)第10010号, 第10011号		
<p>○ 控訴人が運営するインターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」において、被控訴人の著作物である写真が、(a)氏名不詳者により無断でアカウントのプロフィール画像又は投稿の一部として用いられ、その後当該アカウントに係るウェブページに表示されたことにより著作権（自動公衆送信権）が侵害され、(b)氏名不詳者による投稿に伴って当該アカウントに係るウェブページに丸くトリミングされて表示されたことにより著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）が侵害されたと主張して、控訴人に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、発信者情報の開示を求め、その一部が認められた事例。</p>				

(事件類型) 損害賠償等 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 著作権法23条1項, 20条

(原判決) 東京地方裁判所平成29年(ワ)第33550号

#### 判 決 要 旨

- 1 原審で、写真家である被控訴人は、①控訴人が運営するインターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」において、被控訴人の著作物である写真が、(a)氏名不詳者により無断でアカウントのプロフィール画像又は投稿の一部として用いられ、その後当該アカウントに係るウェブページに表示されたことにより著作権（自動公衆送信権）が侵害され、(b)氏名不詳者による投稿に伴って当該アカウントに係るウェブページに丸くトリミングされて表示されたことにより著作者人格権（同一性保持権）が侵害されたと主張して、控訴人に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めるとともに、②控訴人が、無断でアカウントのプロフィール画像として用いられた写真につき十分な送信防止措置を講ずることなく再度閲覧可能な状態に置いたことは、著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）を侵害すると主張して、控訴人に対し、民法709条及び著作権法114条3項に基づき78万6000円及びこれに対する不法行為の日である平成27年7月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた（公衆送信権の侵害については争いが無い。）。

原判決は、被控訴人の請求を、①著作権法上の権利を侵害する画像の表示にかかわるアカウントの電子メールアドレスの開示を命じ、②ツイートにより著作者人格権を侵害する画像を表示したアカウントのツイート直前ログインの際のIPアドレス、送信年月日及び時刻の開示を命じ、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人は、上記②の認容部分の取消しと、その取消しにかかる部分につき被控訴人の請求を棄却することを求めて控訴した（控訴人は、上記①の認容部分の取消しを求めなかった。）。

被控訴人は、附帯控訴により、原判決が請求を棄却した発信者情報の一部の開示を求め、控訴審において、令和2年総務省令第82号による改正後のプロバイダ責任制限法4条1項の発信者情報を定める省令（新発信者情報省令）3号に基づいて、アカウント利用者の電話番号の開示請求を追加し、一部のアカウントについてツイート直前ログインの際のIPアドレス、送信年月日及び時刻の開示請求を追加し、プロフィール画像により丸くトリミングされて表示されたことにより侵害された著作者人格権として氏名表示権の主張を追加し、他方、原審で求めていた、著作権法上の権利を侵害する画像にかかわるアカウントへのアップロード直前のログイン情報、最新ログイン情報の開示請求、損害賠償請求を取り下げ、これらにつき取下擬制が成立した。

本判決は、原審が認容した上記②のうち、ツイート直前ログインの際の送信年月日及び時刻の開示を命じた部分を取り消し、その部分につき被控訴人の請求を棄却し、控訴審において追加された電話番号の開示請求を認容し、一部のアカウントについてのツイート直前ログインの際のIPアドレスの開示を認容し、その余の本件控訴、本件附帯控訴、控訴審におけるその余の追加請求を棄却した。（請求の内容が複雑であるため、詳細は判決を参照されたい。）

2 本判決は、主要な争点について次のとおり判断した。

- (1) 最新ログイン時IPアドレス等は、侵害情報が発信された時点から相当の期間が経過した時点のものであるから、侵害情報の発信に関連して把握される情報とは認められず、開示請求の対象とならない。
- (2) 長方形の写真がプロフィール画像として円形表示されることにより、同一性保持権及び氏名表示権が侵害された。
- (3) プロバイダ責任制限法4条1項が「権利の侵害に係る発信者情報」と規定し、新発信者情報省令5号が「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」として、「係る」というやや幅のある規定をしていることから、他人の権利を侵害する侵害情報の発信と密接に関連し、同一人物のものである確度が高いIPアドレスは開示請求の対象となる。そして、ツイート直前ログイン時IPアドレスは、他人の権利を侵害する侵害情報の発信と密接に関連し、同一人物のものである確度が高い情報に該当するから、その開示請求は認められる。他方、新発信者情報省令8号は、「侵害情報が送信された年月日及び時刻」と規定するから、直前のログインに係る送信の年月日及び時刻はこれに当たらず、開示請求の対象とはならない。
- (4) 本件訴訟による開示請求にかかわる著作権法上の権利の侵害行為が、新発信者情報省令の公布・施行前に行われたとしても、発信者情報開示請求が行われた時点でプロバイダにプロバイダ責任制限法4条1項に基づく具体的な開示義務が生じるから、本件訴訟による開示請求には新発信者情報省令が適用され、同省令3号に基づき、著作権法上の権利侵害が行われたアカウントの電話番号は開示請求の対象となる。